

障害者手当制度 をご存知ですか？

■特別児童扶養手当

身体または精神に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育する保護者などに支給されます。

ただし、児童が障がいを支給理由とする公的な年金を受給している場合や、施設に入所している場合は受給できません。

■障害児福祉手当

20歳未満であって、重度の障がい状態にあるため日常生活で常時介護を必要とする方に支給されます。

ただし、児童が障がいを支給理由とする公的な年金を受給している場合や、施設に入所している場合は受給できません。

■特別障害者手当

20歳以上であって、著しく重度の障がいにあるため日常生活で常時特別の介護を必要とする方に支給されます。

ただし、施設に入所している場合や、病院に3ヶ月以上入院するに至った場合は受給できません。



※いずれの手当も所得制限があります。

◎問い合わせ先

神崎市役所 高齢障がい課

☎37-0111

地域・家庭・学校支援チーム「おむすび」

月	日(曜)	内 容	場 所
9月	4日(火)	ほっとサロン (10:30～14:30)	神崎中央公民館 1階和室
	18日(火)	あすはきつと…の会 (10:00～12:00)	神崎中央公民館 2階和室
	19日(水)	ほっとサロン (10:30～14:30)	千代田町保健センター 保健指導室
	29日(土)	「吉村春生先生を囲んで座談会」 (10:00～11:30)	千代田町保健センター 保健指導室

→ 子育てに関わる人たちが自由に集いおしゃべりする場です。

→ 一人で悩まないでいっしょに考える場です。

→ 講演会とは違って直接お話ができ、安心感をたっぷり持ち帰ることが出来ます

※どの会にも予約や参加料はかかりません。お気軽においでください。

楽しみながら英語を学習

7月23日、神崎中央公民館で『英語で遊ぼう』を開催しました。これは夏休み企画として、小学校で本格的に始まった外国語活動に合わせて初めて行った取り組みで、保護者を含め、約70人が参加しました。

講師として、脊振と神崎で英語教室を開かれている、島村美美子さんが指導をされました。また、同教室に通っている脊振中学校の生徒2人もボランティアとして参加しました。

活動は、体を動かしながら英語を使うものが中心で、子どもたちは楽しみながらいろんな英語を学んでいました。



学校支援ではボランティアを募集しています！

神崎市では、各学校の職員やPTAで手の回らない所を、ボランティアで支援しています。特に、草刈や草とりなど、どの学校も不足しています。あなたの「できる時にできる事」をご協力ください。



◎問い合わせ先

神崎市教育委員会おむすびチーム

☎44-2384

有料広告

ひとりで悩む前にまずお電話を

借金問題(債務整理)・相続・遺言・不動産登記
商業、法人登記・成年後見(相談室あります)

料金の見積り等も、気軽にお尋ね下さい
営業時間 午前8:00～午後6:00
時間外も、電話予約OK

司法書士 すえなが総合事務所

Tel. 0952-52-2079(神崎サピエより南に100m)

司法書士 末永博義・井上智史